平成２１年（フ）第２９０号
函館市的場町８番２号
債務者　笹浪　昭信
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２号
函館市中道２丁目33番２号
債務者　山内美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
群馬県太田市熊野町38番81―101号
債務者　河野トシオこと　カワノ　マルシオトシオ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４５号
群馬県館林市上三林町104番地の１　上三林町第１住宅―14
債務者　石橋　孝文
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３０号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1815番地34
債務者　元屋敷郁子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第４６９４号
大阪府東大阪市横小路町４丁目２番15号　グリーンパレス205号
債務者　穴山　千晃
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７６５号
大阪市平野区長吉出戸４―５―38　エレガントハイツ102、住民票上の住所大阪市平野区瓜破東８丁目３番24―503号
債務者　朝倉　弘充
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等続行期日

平成２０年（フ）第２４号
香川県高松市庵治町6391番地51
破産者　三和物産株式会社
代表者代表取締役　藪　　輝一
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成21年10月２日午後１時30分と定める。
平成21年６月26日　　高松地方裁判所民事部

破 産 終 結

平成１３年（フ）第２２４号
滋賀県近江八幡市上田町217番地
破産者　株式会社モリシマ建販
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は、破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４４４号
千葉県船橋市駿河台２丁目26番５号
破産者　北村　和夫
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７号
千葉県市原市八幡2049番地２
破産者　村田　徳康
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０号
千葉県市原市五所1376番地１
破産者　今関　弘和
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第４８８号
群馬県伊勢崎市八寸町5160番地２
破産者　有限会社塩島鉄工
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第８７９号
東京都調布市布田２丁目７番地４調布ハイツ403号
破産者　福井万起子
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１１５４号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地８棟503号
破産者　佐々木　哲
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第７９４号
岐阜県各務原市那加門前町１丁目23番地
破産者　今尾石油株式会社
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成１９年（フ）第６３号
三重県度会郡度会町麻加江617番地１
破産者　被相続人亡中井襄相続財産
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成１８年（フ）第３９号
滋賀県伊香郡高月町大字東高田40番地１
破産者　七里　仁美
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係